

1. 職員の任免に関する状況

(1) 職員採用試験及び職員採用の状況

職種	申込者数	受験者数			合格者数			採用者数
		男	女	計	男	女	計	
一般事務								
土木・建築技師								
保育士・幼稚園教諭	(平成18年度は、採用試験を実施していません)							
保健師								
その他								
計								

(2) 職員の退職の状況

定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	その他	計
1人	21人	2人	0人	0人	1人	0人	25人

(注) 旧木津町、旧加茂町及び旧山城町での退職者を含みます。

(3) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

(単位:人)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成19年	平成18年		
一般行政	議会	5	8	3	市町村合併による組織の見直し及び退職者不補充に伴う増減
	総務	103	97	6	
	税務	28	33	5	
	民生	152	147	5	
	衛生	26	35	9	
	労働	0	0	0	
	農林水産	9	16	7	
	商工	3	3	0	
	土木	42	40	2	
	小計	368	379	11	
特別行政	教育	72	84	12	
	小計	72	84	12	
公営企業等 会 計	水道	27	28	1	
	下水道	14	18	4	
	その他	30	29	1	
	小計	71	75	4	
合 計		511	538	27	
		[578]	[659]	[81]	

(注) 1. 平成18年の数値は、旧木津町、旧加茂町及び旧山城町の数値の合計値です。

2. 職員数は、一般職に属する職員数で、教育長を含みます。

3. []内は、条例定数の合計です。

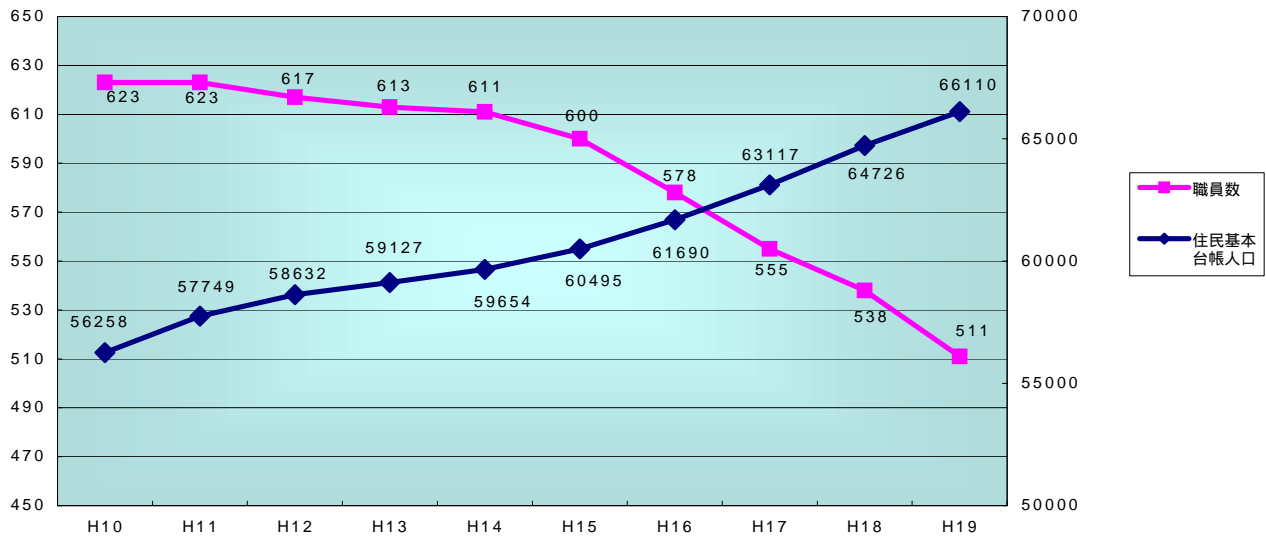
(4) 職種別職員数の状況(各年4月1日現在)

(単位:人)

	一般行政職	税務職	看護・保健職 (保健師)	福祉職 (保育士)	企業職	技能労務職	教育公務員	計
平成19年	319	28	17	81	27	18	20	510
平成18年	325	39	16	82	28	23	22	535
対前年増減数	6	11	1	1	1	5	2	25

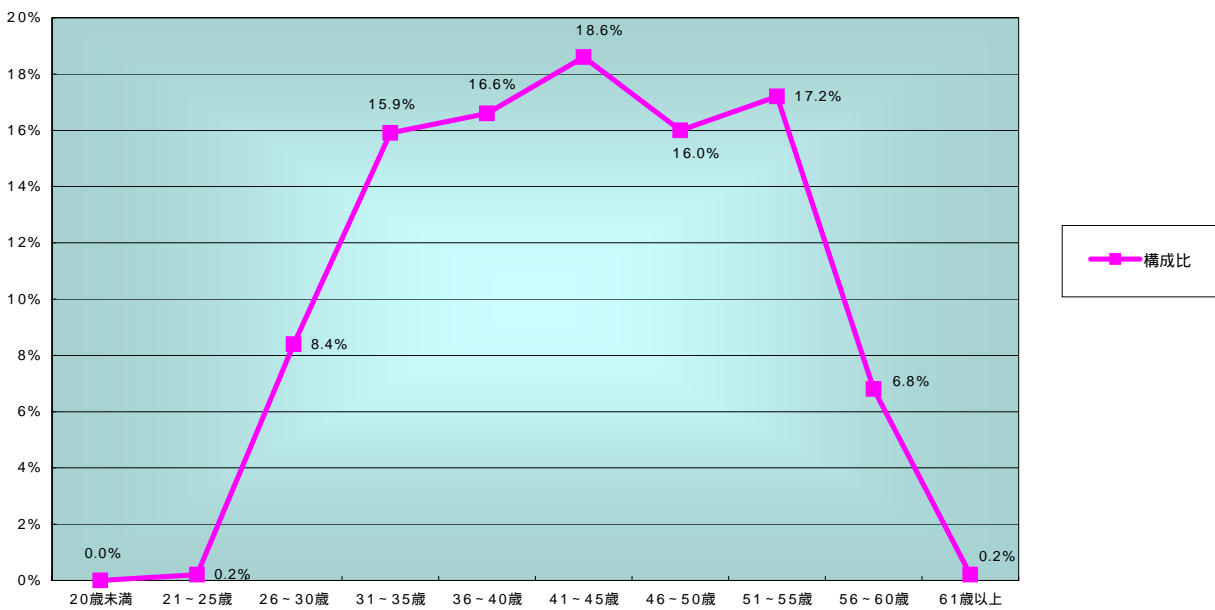
(注) 平成18年の数値は、旧木津町、旧加茂町及び旧山城町の数値の合計値です。

(5) 職員数の推移(各年4月1日現在)(単位:人)



(注)平成18年以前の数値は、旧木津町、旧加茂町及び旧山城町の数値の合計値です。

(6) 年齢別職員構成の状況(平成19年4月1日現在)



(単位:人)

区分	20歳未満	21~25歳	26~30歳	31~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61歳以上	計
職員数	男	0	0	22	38	53	49	47	57	28	295
	女	0	1	21	43	32	46	35	31	7	216
計	0	1	43	81	85	95	82	88	35	1	511

(7) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

現在、木津川市定員適正化計画を策定中です。

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本 台帳人口 (H19.3.31現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 17年度の 人件費率
18年度	66,110 人	30,314,959千円	143,716千円	4,378,838千円	14.4 %	

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含まず。

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	439 人	1,756,201千円	380,147千円	770,074千円	2,906,422千円	6,621千円

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。

2. 給与費は当初予算に計上された額であり、給与改定分は含みません。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

職種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.7 歳	345,700 円	505,624 円
			388,302 円
技能労務職	51.3 歳	357,500 円	388,378 円
			381,294 円
税務職	41.2 歳	328,300 円	524,675 円
			368,629 円
看護・保健職 (保健師)	38.5 歳	293,600 円	418,812 円
			314,094 円
福祉職 (保育士)	42.5 歳	336,800 円	382,360 円
			362,993 円
企業職	44.5 歳	348,500 円	450,670 円
			395,456 円
教育公務員	39.1 歳	317,200 円	375,155 円
			349,070 円
全職種	43.3 歳	341,000 円	472,041 円
			379,315 円

【参考】国家公務員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

職種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	40.7 歳	325,724 円	383,541 円
技能労務職	48.8 歳	287,094 円	320,514 円
税務職	42.3 歳	385,575 円	448,303 円
看護・保健職 (保健師)	37.3 歳	286,346 円	320,534 円
福祉職 (保育士)	40.4 歳	330,909 円	373,259 円

(注) 1. 平均給料月額とは、各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2. 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。なお、下段の数値は、国家公務員の平均給与月額が、時間外勤務手当等を含みず公表されているため、比較用に再計算した額です。

3. 国家公務員の数値は、平成19年国家公務員給与等実態調査によるもので、人事院から公式発表された数値のみ記載しています。

(4) 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		木津川市	京都府	国
一般行政職	大学卒	176,800 円	176,800 円	170,200 円
	高校卒	148,000 円	142,800 円	138,400 円

(5) ラスパイレス指数の状況(各年度4月1日現在)

年度	18年度	17年度	16年度	15年度	14年度
旧木津町	95.8	94.5	94.7	97.6	97.1
旧加茂町	93.6	93.2	93.0	94.4	95.0
旧山城町	91.8	92.9	91.9	95.0	95.8
全地方公共団体平均	98.0	98.0	97.9	100.1	100.6
市平均	97.4	97.6	98.2	100.7	101.2
町村平均	93.7	93.7	93.7	95.7	96.0

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成19年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	260,500 円	297,900 円	352,800 円
	高校卒	228,600 円	268,200 円	304,700 円
技能労務職	大学卒	- 円	- 円	- 円
	高校卒	228,600 円	268,200 円	304,700 円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合の採用後の年数をいいます。
採用前に民間企業などの経歴がある場合は、その期間が前歴換算され採用後の年数に加えられます。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容		主 事	主 事	係 長 主 任	課長補佐 室長補佐	課 長 主 幹	次 長	公室長 部 長	
平成19年	職員数	0 人	2 人	127 人	128 人	49 人	0 人	13 人	319 人
	構成比	0.0 %	0.6 %	39.8 %	40.1 %	15.4 %	0.0 %	4.1 %	100.0 %

(8) 職員手当等の状況

ア. 期末・勤勉手当

木津町				国			
1人当たり平均支給額(平成18年度決算)				1,717千円			
(平成18年度支給割合)		期末手当	勤勉手当	(平成18年度支給割合)		期末手当	勤勉手当
		3.0月分	1.45月分			3.0月分	1.45月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5%~15%				・役職加算 5%~20%			
・管理職加算 10%~13%(旧加茂町のみ)				・管理職加算 10%~25%			

(注) 1人当たり平均支給額は、旧木津町、旧加茂町及び旧山城町での6月期及び12月期の支給合計額の平均額です。

イ．退職手当（平成19年4月1日現在）

区分	木津川市		国	
	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～30%加算）		定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	
	退職手当の調整額（退職前60月の在職期間の在級区分により調整額を加算）		退職手当の調整額（退職前60月の在職期間の在級区分により調整額を加算）	
1人あたり平均支給額	12,959千円	23,839千円		

（注）1．本市の退職手当は、京都府市町村職員退職手当組合の規定によります。

2．退職手当の1人あたり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額で、旧木津町、旧加茂町及び旧山城町で退職した職員分を含みます。

ウ．地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）	129,568千円		
支給職員1人あたり平均支給年額（平成18年度決算）	242千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
市全域	6%	535人	3%

（注）1．支給実績及び支給職員1人あたり平均支給年額は、旧木津町、旧加茂町及び旧山城町で支給された額を含みます。

2．支給率については、19年度5%、20年度4%、21年度3%となります。

エ．特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

区分	全職種		
支給実績（平成18年度決算）	180千円		
支給職員1人あたり平均支給年額（平成18年度決算）	千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）	%		
手当の種類（手当数）	3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記に対する支給単価
感染症防疫作業従事手当	まち美化推進課職員 健康推進課職員	感染症が発生し又は発生するおそれがある場合において、感染症患者等の救護、感染症菌の付着の危険がある物件の処理作業、感染症菌を有する家畜等に対する防疫作業処理作業に従事した場合	1回 500円
行旅病人及び行旅死亡人取扱作業従事手当	社会福祉課職員	行旅病人の病院への収容作業に従事した場合及び行旅死亡人の収容埋葬又は身元判明時において身元引受人に遺体を引渡す作業に従事した場合	行旅病人 1回 1,000円 行旅死亡人 1体 5,000円
犬猫の死体処理取扱作業従事手当	全職員	犬猫の死体処理作業に従事した場合	1匹 500円 箱詰め状態のものは、 1匹 200円

（注）支給実績は、旧木津町、旧加茂町及び旧山城町で支給された額を含みます。なお、支給職員1人あたり平均支給年額及び職員全体に占める手当支給職員の割合は、合併前の各町で制度が異なり数値把握が困難なため空白としています。

オ．時間外勤務手当及び休日勤務手当（平成19年4月1日現在）

手当名	年度	支給実績	職員1人あたり 平均支給年額	内容及び支給単価
時間外勤務手当	18年度	227,670千円	508千円	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給
	17年度	155,714千円	327千円	勤務日 週休日 下記以外 時間単価×1.25倍 時間単価×1.35倍 22:00～5:00 時間単価×1.50倍 時間単価×1.60倍
休日勤務手当	18年度	1,962千円	4千円	祝日及び年末年始の休日において勤務した職員に支給
	17年度	1,549千円	3千円	下記以外 時間単価×1.35倍 22:00～5:00 時間単価×1.60倍

- (注) 1. 職員1人当たり平均支給年額の算出にあたっては、支給対象とならない管理職員は除外しています。
2. 支給実績は、旧木津町、旧加茂町及び旧山城町で支給された額を含みます。

カ．その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の同制度 との相違点	支給実績	支給職員1人当 り平均支給年額
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族（配偶者を除く） 2人目まで1人につき 6,000円 3人目から1人につき 5,000円 配偶者のいない職員の扶養親族 1人目は 11,000円 配偶者が扶養親族でない場合 1人目は 6,500円 満16歳の年度当初から満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算	同		62,440千円	226千円
住居手当	借家・借間居住者 家賃の額が月額12,000円を超える場合 家賃の額に応じ月額11,000円～27,000円 持家居住者 新築・購入から5年間 月額2,500円	同		17,814千円	105千円
通勤手当	自動車及び自転車等利用する職員 2km未満 月額 0円 2km以上 5km未満 月額 2,000円 5km以上10km未満 月額 4,100円 10km以上15km未満 月額 6,500円 15km以上20km未満 月額 8,900円 20km以上25km未満 月額11,300円 25km以上30km未満 月額13,700円 30km以上35km未満 月額16,100円 35km以上40km未満 月額18,500円 40km以上45km未満 月額20,900円 45km以上50km未満 月額21,800円 50km以上55km未満 月額22,700円 55km以上60km未満 月額23,600円 60km以上 月額24,500円 交通機関を利用する職員 6か月定期券等の額を一括支給 (月額換算55,000円を限度)	同		25,047千円	56千円

管理職手当	課長級以上の管理職員に対して支給 給料×支給割合＝支給額 部長級 14% 次長級 13% 課長級 11% 主幹級 10%	異	給料月額の特 別調整額とし て、役職に応 じて10%～25% を加算	56,147千円	645千円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 勤務1回につき 4,200円 1回の勤務時間が5時間未満の場合は半額	同		584千円	58千円

(注) 支給実績、支給職員1人当たり平均支給年額は平成18年度決算ベースで、旧木津町、旧加茂町及び旧山城町で支給された額を含みます。

合併における諸手当の見直し状況について

手当名	改正内容	団体名	
住居手当	町独自制度の住居手当を国家公務員の住居手当制度に準拠した	旧山城町	
通勤手当	町独自制度の通勤手当を国家公務員の通勤手当制度に準拠した	旧山城町	
管理職手当	部長級の管理職手当支給率を給料月額の18%から14%(次長については、13%)に、課長級についても13.5%から11%(主幹級については10%)に改正	旧木津町	
特殊勤務手当	感染症防疫作業従事手当	1回(1日)あたりの手当額の見直し (旧木津町1回3,000円、旧山城町1日2,000円 1日500円)	旧木津町、旧山城町
	行旅病人及び行旅死亡人取扱作業従事手当	1回(1体)あたりの手当額の見直し 行旅病人 3町とも1回 5,000円 1回1,000円 行旅死亡人 3町とも1体10,000円 1体5,000円	旧木津町、旧加茂町、旧山城町
	犬猫の死体処理取扱作業従事手当	1回(1匹)あたりの手当額の見直し 犬猫の死体処理 旧木津町、旧加茂町1匹2,000円 1匹500円 上記の箱詰め状態のもの 旧木津町1匹1,000円 1匹200円	旧木津町、旧加茂町
	防虫処理取扱作業従事手当	廃止	旧木津町
	野犬捕獲作業従事手当	廃止	旧加茂町
	災害出動手当	廃止	旧山城町

(9) 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区分	給料月額	地域手当を含めた給料月額(うち地域手当の額)		
		地域手当	地域手当	
地域給料当	市長	880,000円	924,000円 (44,000円)	
	副市長	730,000円	766,500円 (36,500円)	
	水道事業管理者	660,000円	693,000円 (33,000円)	
	教育長	660,000円	693,000円 (33,000円)	
報酬	議長	470,000円		
	副議長	380,000円		
	議員	350,000円		
期末手当	市長	(平成19年度支給割合) 6月期 1.60月分 12月期 1.75月分		
	副市長	(期末手当計算式)		
	水道事業管理者	市長等 ((給料+地域手当)+(給料×0.2)+役職加算額((給料+地域手当)×0.15))×支給割合		
	教育長	教育長 上記計算式の下線部分が(給料+扶養手当+地域手当)となる		
	議長	(平成19年度支給割合) 6月期 1.60月分 12月期 1.75月分		
	副議長	(期末手当計算式)		
通扶養手当	市長	一般の職員の例に準じる。なお、扶養手当は教育長のみ対象。		
	副市長			
	水道事業管理者			
	教育長			
退職手当	市長	(算定方式)	(支給時期)	(任期満了時退職手当額)
	副市長	給料月額×5.30倍×在職年数	任期毎	18,656千円
	水道事業管理者	" 3.15倍 "	" "	9,198千円
	教育長	" 2.70倍 "	" "	7,128千円

(注) 平成19年4月より助役、収入役制度を廃止し、新たに副市長を設ける地方自治法の改正が行なわれました。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日の振替制度
40時間	8:30	17:30	12:00～13:00	有

- (注) 1. 平成19年3月12日から休憩時間（1日30分）を廃止し、勤務終了時刻を15分延長の17時30分としています。
 2. 保育園、図書館など不規則な勤務に従事する職員については、勤務時間を週当たり40時間となるように勤務の割り振りを行っています。

(2) 時間外勤務及び休日勤務の状況（平成18年4月1日から平成19年3月31日）

時間外・休日勤務総時間数	職員1人当たり年間平均時間
89,247時間	199時間

- (注) 1. 算出にあたり管理職員は対象から除きます。
 2. 数値には、旧木津町、旧加茂町及び旧山城町分を含みます。

(3) 年次有給休暇の取得状況（平成18年1月1日から平成18年12月31日）

総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数	取得率
21,173	5,589	541	10.3	26.3%

- (注) 旧木津町、旧加茂町及び旧山城町の合計値をもとに算出しています。

(参考) 平成17年における平均使用日数

	国	全地方公共団体	民間
平均使用日数	(未調査)	11.0日	8.4日

(4) 病気休暇の状況（平成19年4月1日現在）

病気休暇の種類	期間	取得件数	総取得日数
公務上の負傷又は疾病	その療養に必要と認められる期間	件	日
結核性疾患	1年を超えない範囲で、その療養に必要と認められる期間	件	日
上記以外の負傷又は疾病	90日を超えない範囲で、その療養に必要と認められる期間（特定疾病については、180日を超えない範囲）	件	日

- (注) 取得件数及び総取得日数については、平成18年1月1日から平成18年12月31日の期間です。なお、合併前の各町で制度が異なり、数値把握が困難なため空白としています。

(5) 特別休暇等の状況（平成19年4月1日現在）

休暇の種類	期間	取得実績
選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間	件
証人、鑑定人、参考人等として、官公署等への出頭	必要と認められる期間	件
骨髄液提供のための休暇	必要と認められる期間	件
社会貢献活動のための休暇	1年に5日以内でその都度必要と認められる期間	件
結婚休暇	10日以内で必要と認められる期間	件
産前産後休暇	分べんの予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）に当たる日から、分べんの日後8週間目に当たる日までの期間の中で職員が請求した期間	件
育児休暇	生後1年未満の子を養育する場合、1日2回、1回30分	件
生理休暇	連続する3日を超えない範囲内で必要と認められる期間	件
配偶者の出産休暇	2日以内で必要と認められる期間	件

配偶者の出産に伴う子の養育休暇	配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内で必要と認められる期間	件
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の負傷・疾病に係る看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1年において5日の範囲内の期間	件
忌引休暇	死亡した者の続柄に応じて1日から10日の範囲内で必要と認められる期間	件
法要休暇	父母の追悼のための特別な行事（死亡後15年以内に行なわれるものに限る）のため勤務しないことが相当と認められる場合 1日	件
夏季休暇	7月から9月までの期間で、原則連続する3日の範囲の期間	平均使用日数 日
子の授業参観休暇	必要と認められる期間（義務教育に限る）	件
子の入学式、卒業式休暇	半日の範囲内で必要と認められる期間（義務教育に限る）	件
感染症の予防等による交通遮断又は隔離による場合	必要と認められる期間	件
職員の現住居が災害により滅失、損壊しその復旧作業にあたる場合	7日の範囲内の期間	件
災害又は交通機関の事故等による場合	必要と認められる期間	件

（注）取得状況については、平成18年1月1日から平成18年12月31日の期間です。なお、合併前の各町で制度が異なり、数値把握が困難なため空白としています。

（6）介護休暇の状況（平成19年4月1日現在）

区分	介護休暇取得者数	要介護者数（職員との続柄別）						
		配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫
男性職員	0人							
女性職員	0人							
計	0人							

区分	介護休暇取得者数	介護休暇の期間					
		1月以下	1月を超え2月以下	2月を超え3月以下	3月を超え4月以下	4月を超え5月以下	5月超え
男性職員	0人						
女性職員	0人						
計	0人						

（注）介護休暇取得者数は、平成18年中に取得を開始した職員数です。

（7）育児休業の状況（平成18年4月1日から平成19年3月31日）

区分	前年度からの継続職員		平成18年度中に取得可能となった職員				平成18年度国家公務員育児休業取得率	（参考）育児休業取得平均日数
	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児休業対象者数	育児休業取得者数	育児休業取得率	部分休業取得者数		
男性	0人	0人	5人	0人	0.0%	0人	1.1%	0日
女性	13人	1人	13人	13人	100.0%	0人	91.4%	525日
計	13人	1人	18人	13人	72.2%	0人		525日

（注）旧木津町、旧加茂町及び旧山城町の合計値をもとに算出しています。

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分 (平成18年4月1日から平成19年3月31日)

区 分	免職	降任	休職			降給	失職	計
			起訴休職	病気休職	内精神疾患			
勤務実績が良くない場合 (地公法28)								
心身の故障の場合 (地公法28、28)								
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法28)								
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 (地公法28)			該当はありません					
刑事事件に関し起訴された場合 (地公法28)								
条例で定めた事由による場合 (地公法28)								
地公法第16条の欠格条項に該当するに至った場合 (地公法28)								
計								

(注) 分限処分とは、職員の非違責任を追求する制裁的な処分ではなく、あくまでも公務の能率を維持し、適正な運営を確保するために地方公務員法第28条に基づき行う処分です。主に免職、降任、休職等の処分があります。

(2) 懲戒処分 (平成18年4月1日から平成19年3月31日)

区 分	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合 (地公法29)					
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 (地公法29)			該当はありません		
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法29)					
計					

(注) 懲戒処分とは、職員の職務上の義務違反に対して、任命権者が、公務員関係の秩序を維持するために、地方公務員法第29条に基づき行う制裁的処分、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

5 . 職員のサービスの状況

(1) サービスの根本基準

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務を遂行しなければなりません。職員が職務を遂行するにあたり守るべき義務は、次のとおりです。

区分	内容
職務命令等に従う義務 (地公法32)	職員は、その職務遂行に当たり法令等に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない
信用失墜行為の禁止 (地公法33)	職員は、その職の信用を傷つけまたは職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません
守秘義務 (地公法34)	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません
職務専念義務 (地公法35)	職員は、法令上特別の定めがある場合を除くほか、勤務時間中全力で職務を遂行しなければならない
政治的行為の制限 (地公法36)	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与するなどの政治的行為をしてはなりません
争議行為等の禁止 (地公法37)	職員は、争議行為等が禁止されています
営利企業等の従事制限 (地公法38)	職員は許可を受けなければ、営利企業等に従事することができません

(2) 職務に専念する義務の免除の状況 (平成18年4月1日から平成19年3月31日)

区 分	件 数
研修を受ける場合	件
厚生に関する計画の実施に参加する場合	件
特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	件
職務に関連ある他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	件
災害救助法、消防組織法、又は水防法により出勤し、又は訓練に参加する場合	件
行政の運営上特に必要と認められる他の地位に属する事務を行う場合	件
職務遂行に直接関係のある資格免許を取得するための試験を受験する場合	件
国、他の地方公共団体又は他の公益団体が定める場合主催する講演会等の講師の場合	件
地方公務員法第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合	件
地方公務員法第49条の2の規定による不服申立て (審査請求又は異議申立て) をし、及びその審理に出頭する場合	件
地方公務員法第55条第11項の規定による不満を表明し、又は意見を申し出る場合	件
医師の診断に基づいて、職員の健康回復又は職場適応訓練等のため一定期間、勤務の軽減措置が必要と認められる場合	件
結核性疾患及び有害な業務に起因する疾患に対する措置として勤務の軽減措置が必要と認められる場合	件

京都市市町村職員共済組合が実施する制度を利用して人間ドックを受診する場合	件
妊娠中の職員が、母子保健法第10条に規定する医師の保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	件
妊娠中の職員が、医師又は助産師の指導により休養又は補食の必要があるとされた場合	件
妊娠中及び出産後1年を経過しない職員が、医師又は助産師の指導により勤務時間短縮の必要があるとされた場合	件
財団法人京都市市町村職員厚生会の運営委員会等の会議に出席する場合	件
大学の通信教育による面接授業を受講する場合	件
運転免許証を有する職員がその免許証の更新を行う場合	件

(注) 件数については、合併前の各町で制度が異なり、数値把握が困難なため空白としています。

(3) 職員の営利企業等従事許可の状況(平成18年4月1日から平成19年3月31日)

区 分	件 数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	0 件
自ら営利を目的とする場合	0 件
報酬を得て事業又は事務に従事する場合(統計調査等)	0 件

6. 職員の研修の状況

職員の能力を開発し、公務能率を向上させ、よりよい市民サービスを提供するため、木津川市職員服務規程および木津川市職員の研修に関する規程に基づき、さまざまな研修を行っています。

(1) 職員研修の種類(平成19年4月1日現在)

新規採用者研修

新規採用者を対象に市政の概要、職員の服務などの基礎的知識について研修

一般職員研修

市政に関する一般的知識、公務員倫理などの基礎的知識について研修

監督者研修

係長・課長補佐級以上の職員を対象に監督者としての必要な知識について研修

管理職研修

管理職員を対象に市政の方針に関すること及び管理職としての必要な知識について研修

実務研修

職務を遂行するうえに必要な専門的知識などについて研修

特別研修

広く一般教養としての知識などについて研修

派遣研修

必要に応じて、実務研修のため国又は他の地方公共団体に職員を派遣

職場研修

職場ごとに管理職及び監督者が、その職務に必要な知識などの向上のため常時行なう研修

(2) 職員研修の実施状況(平成18年4月1日から平成19年3月31日)

旧木津町実施分

研修区分	研修名	実施機関	回数	日数	参加者数
管理職研修	課長研修	京都市市町村振興協会	1回	2日	1人
	管理職研修	木津町	1回	1日	27人
監督者研修	やる気と可能性を引き出すコーチング	京都市市町村振興協会	1回	2日	1人
一般職員研修	5年目職員研修	京都市市町村振興協会	1回	2日	2人
	一般職員研修(メンタルヘルス)	木津町	2回	1日	86人
	一般職員研修(コンプライアンス)	木津町	2回	1日	83人
実務研修	木造家屋評価研修	京都市市町村振興協会	1回	1日	1人
	非木造家屋評価研修	京都市市町村振興協会	1回	2日	1人
	法制執務応用研修	京都市市町村振興協会	1回	2日	2人
	政策実現のための立法法務研修	京都市市町村振興協会	1回	3日	2人
	税務担当職員初任者研修	京都市市町村振興協会	3回	1日	3人
	市場化テスト法研修	京都市市町村振興協会	1回	1日	5人
	条例規則の読み方・つくり方研修	京都市市町村振興協会	1回	2日	2人
	農業所得収支計算研修	京都市市町村振興協会	1回	1日	2人
	戦略的政策形成術研修	京都市市町村振興協会	1回	3日	1人
	エクセル応用研修	京都市市町村振興協会	2回	1日	3人
	市町村合併後の課題解決セミナー	市町村職員中央研修所	1回	2日	1人
特別研修	人権学習研修	木津町	4回	4日	245人
	普通救命講習(AED研修)	木津町	11回	11日	237人
合 計			37回	43日	705人

旧加茂町実施分

研修区分	研修名	実施機関	回数	日数	参加者数
管理職研修	課長研修	京都市市町村振興協会	1回	2日	3人
一般職員研修	一般職員研修(メンタルヘルス)	京都市市町村振興協会	1回	1日	31人
実務研修	木造家屋評価研修	京都市市町村振興協会	1回	1日	2人
	非木造家屋評価研修	京都市市町村振興協会	1回	1日	2人
	農業所得収支計算研修	京都市市町村振興協会	1回	1日	1人
	財政担当職員初任者研修	京都市市町村振興協会	1回	1日	1人
	条例規則の読み方・つくり方研修	京都市市町村振興協会	1回	2日	1人
	政策実現のための立法法務研修	京都市市町村振興協会	1回	3日	1人
	勤務評定者研修	加茂町	1回	1日	4人
合 計			9回	13日	46人

旧山城町実施分

研修区分	研修名	実施機関	回数	日数	参加者数
新規採用者研修	新規採用職員研修	京都市市町村振興協会	1回	3日	1人
管理職研修	課長研修	京都市市町村振興協会	1回	2日	2人
監督者研修	新任係長研修	京都市市町村振興協会	1回	3日	2人
一般職員研修	5年目職員研修	京都市市町村振興協会	1回	2日	6人
実務研修	木造家屋評価研修	京都市市町村振興協会	1回	1日	1人
	農業所得収支計算研修	京都市市町村振興協会	1回	1日	1人
	エクセル応用研修	京都市市町村振興協会	4回	4日	2人
	人事考課制度研修	京都市市町村振興協会	1回	1日	1人
合 計			11回	17日	16人

木津川市実施分

平成19年3月12日から平成19年3月31日の期間で職員研修は行なっていません。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況

職員の健康管理のため、毎年、健康診断等を実施しています。平成18年度の実施状況は、次のとおりです。

健康診断の種類	対象者	受診者	受診率
定期健康診断	535 人	492 人	92.0 %
巡回健診	375 人	332 人	88.5 %
人間ドック	160 人	160 人	100.0 %
脳ドック	16 人	16 人	100.0 %
特殊検診	17 人	17 人	100.0 %

(2) 公務災害等の状況

公務上又は通勤途上の災害により負傷等した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。平成18年度の発生状況は、次のとおりです。

	傷病	死亡
公務災害認定件数	2 件	0 件
通勤災害認定件数	1 件	0 件

(3) 共済制度の状況

共済制度とは、社会保障の一環として、職員やその家族の生活の安定と福祉の向上を図る相互救済の制度です。共済制度の概要は次のとおりで、必要な費用は職員の掛金と構成団体の負担金で賄われています。

ア．機関名：京都市町村職員共済組合

イ．共済制度概要

短期給付事業

病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対して、必要な給付を行なう。

長期事業

退職・障害・死亡に対して、年金又は一時金の給付を行なう。

福祉事業

健康診断などの健康の保持増進事業、貯金事業、貸付事業などを行なう。

(4) 福利厚生の状況

地方公共団体は、地方公務員法第42条により、職員の福利厚生計画を樹立し、実施することが義務付けられており、木津川市では、7市10町1村18一部事務組合で構成されている、財団法人京都市町村職員厚生会に加入し、福利厚生事業を行なっています。

主な、事業は以下のとおりで、構成団体の職員の掛金と構成団体の負担金で賄われています。

ア．財団法人京都市町村職員厚生会の主な事業内容（平成19年4月1日現在）

元気回復事業

総合スポーツ大会などの開催、カフェテリアプラン事業、生活設計支援事業、会員家族交流事業 など

給付事業

結婚祝金、子育て祝金、健康回復助成金、人間ドック利用助成金、入院・在宅療養見舞金、死亡弔慰金 など

物資事業・退職互助事業

商品購入立替制度、医療給付金事業、退職者会の活動 など

イ．掛金・負担金の割合（平成18年度決算）

	掛金	負担金
京都市町村職員厚生会	23,619千円	23,619千円
（職員1人あたり）	43千円	43千円
（負担割合）	1	1

8. 公平委員会の状況

(1) 公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第7条第2項の規定により設置されており、その権限は同法第8条第2項において定められています。主な内容は次のとおりです。

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置を審査・判定し、必要な措置を執ること。

職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。

職員の苦情を処理すること。

(2) 公平委員会の業務の状況

ア. 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成18年4月1日から平成19年3月31日）

前年度からの継続件数	措置要求件数	終結件数	翌年度への継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件

イ. 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成18年4月1日から平成19年3月31日）

前年度からの継続件数	措置要求件数	終結件数	翌年度への継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件

ウ. 苦情の処理の状況（平成18年4月1日から平成19年3月31日）

処理件数
0 件